

「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編（応札年度：2023年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
1	第1章 はじめに	4	<p>■業務マニュアルの意見募集開始後に公表されている、募集要綱、約款、制度詳細説明資料上の記載と齟齬が発生している箇所が見受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図1-1のスケジュール上の制度適用期間の矢羽根の開始位置のずれ ・「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」が「本オークションに参加可能な容量」になっている(p.34の表3-1における項目⑧など） <p>上記他</p>	各種資料と記載を合わせる形で修正します。
2	第1章 はじめに	5	「応札の受付期間」終了から「3か月後をめどに約定結果を公表」とあるが、公表および、容量確保契約は2024年度に入るという理解でよいか。	約定結果の公表については、応札の受付期間終了から3か月を目処としておりますが、応札価格の監視状況等に依りて前後する可能性があります。
3	第1章 はじめに	5	<p>表1-1（参考）長期脱炭素電源オークションにおいて、 2023年10月16日(月)～2023年10月26日(木) 事業者情報の審査期間 2023年10月24日(火)～2023年11月8日(水) 電源等情報の登録受付期間 となり事業者情報の審査期間と電源等情報の登録受付期間が重なっているが、事業者情報の審査が26日に終了した場合は、電源等情報の登録受付開始が26日となる認識でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
4	第1章 はじめに	9	蓄電池の電源等要件に関連し、募集要綱意見募集No.54に関する回答において、蓄電池の電源等要件の審査とは、現状示されている登録項目や提出書類を考慮すると、電源等情報登録時に「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が1万キロワット以上」であることを審査し、期待容量登録時に「1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること」を審査するとの理解で良いか。	<p>電源等情報登録時に「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が1万キロワット以上」であることを確認し、期待容量登録時には「各月の発電可能時間」が3時間以上であることを確認します。</p> <p>なお、「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力」自体を確認することはありませんが、実需給期間リクワイアメントの達成状況により、当該能力を有していない可能性が疑われる電源に関しては、個別に確認を行います。電源等要件に規定されている能力を満たさない機器を意図的に設置していた場合には、重大な違反行為として契約解除を行います。</p>
5	第1章 はじめに	9	上記において、電源等情報登録時には、登録項目である「設備容量（送電端）」と提出書類である「接続検討回答書」内で示される連系可能な最大受電電力が「1万キロワット以上」であれば、電源等情報登録時に審査する電源等要件を満足するとの理解で良いか。もしくは設備容量以外にも「1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること」等も確認するのか。その場合は当該要件を制度適用期間に渡って満たすことを証明する登録項目の追加や、書類（シミュレーション結果、蓄電池性能や劣化に関する書類、制度適用期間中の容量補充等のメンテナンス計画等）等の提出が想定され得るのか確認したい。	
6	第1章 はじめに	9	上記において、期待容量登録時には、登録項目である「期待容量」が「1万キロワット以上」であり、かつ、提出書類である「期待容量算定諸元一覧」内の「各月の発電可能時間」欄の記載が「3時間以上」の数値であれば、電源等要件を満足するとの理解で良いか。もしくは、「1日1回以上3時間以上の運転継続」との電源等要件を制度適用期間に渡って満たすことを証明する登録項目の追加や、書類（シミュレーション結果、蓄電池性能や劣化に関する書類、制度適用期間中の容量補充等のメンテナンス計画等）等の提出が想定され得るのか確認したい。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
7	第2章 事業者情報	14	「なお、落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアムの場合、法人未設立の状態では事業者情報の登録申請を行うこととなります。当該の事業者は、事前手続きを行った代表事業者の名義で事業者情報の登録申請を行ってください。なお事業者情報の登録において、当該の事業者はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録してください。法人の設立後は、直ちに契約承継の手続きを行ってください。」とあるが、供給力提供開始期日までにコンソーシアムを組み国内法人を設立することを想定しているが、今年度の入札には単独の会社で参加登録を行う場合、将来的なコンソーシアムの内容はP35の表3-3 電源等情報（安定電源）におけるアップロード資料の⑩「応札事業者と発電設備の所有者の関係を称する事業実施体制図」に記載すれば良いか。	ご理解の通りです。
8	2.1.1 事業者情報の登録申請	17	メールアドレスとして、グループアドレスを指定しても問題ないでしょうか？迅速な対応が求められる場合もあると理解しており、チームとして漏れなく遅滞なく対応したいと考えている次第です	グループアドレスの登録でも問題ありません。
9	第2章 事業者情報	17	<p>応札時にコンソーシアムを組成していない場合、約定後にコンソーシアムを組成するか否かの予定に応じて、以下のようにコンソーシアム想定かコンソーシアム想定以外かで登録内容が区別されているが、コンソーシアム想定以外で各種手続を進めた場合においても約定後にコンソーシアムを組成できるとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者情報登録時：「参加登録申請者名」として、法人としての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を入力 ・電源等情報登録様式：「事業者名」として、コンソーシアムの場合は代表企業の事業者 ・事業計画書：「応札事業者」として、コンソーシアム以外の場合、コンソーシアムの場合で記入欄を区別 	約定後にコンソーシアムを組成することも可能です。
10	第2章 事業者情報	17	<p>約定後に出資構成（出資者及び出資割合等）が異なる複数のSPCを組成する予定があり、いずれのSPCにおいても代表企業が同一の場合は、以下のような登録方法で良いか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者情報登録時：「参加登録申請者名」に代表企業の正式名称のみ入力（コンソーシアム名称は記載しない）、登録する事業者コードも当該事業者の1つのみ ・電源等情報登録：応札予定の電源毎に、各コンソーシアム情報を入力 	ご記載の手続き方法で問題ありません。マニュアルにおいても明確化します。
11	第2章 事業者情報	17	応札時点までに登録するコンソーシアム名称は、仮名で支障無いか。（約定後に正式名称へ変更可能との理解でよいか。）	コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名称（仮名も可能）とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録して頂きます。
12	第3章 電源等情報	28	「注1：当該様式に記載された「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」は、制度適用期間にわたって維持することが求められることにご留意ください」とあるが、リク・アセ・ペナルティとの平仄をとり、当該対象容量は、例えば応札時の期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」とするのが適当と思料するがいかがか。	「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」と「各月の管理容量」は、定義が異なるため使い分けをしております。詳細については、長期脱炭素電源オークション 制度詳細説明会資料P38をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html
13	第3章 電源等情報	30	「仮情報」という表現について、より分かりやすい軸で情報を再整理いただく形でマニュアルを修正いただけないでしょうか。	容量市場システムに本オークション機能が具備されていないことから、容量市場システム画面上にて仮に設定する情報については、本機関が指定する情報を入力いただきますので、表現を見直し明確化させていただきます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
14	第3章 電源等情報	34	電源等情報登録時に登録する運開年月（供給力提供開始時期）に関して、約款意見募集No.63における意見及び回答を鑑みると、約定結果が4月公表となった場合の供給力提供開始期限想定（当該期限が4年の電源であれば、2028年度内での供給力提供開始）での電源等情報の登録及び応札は可能であり、結果的に3月公表となる場合においても約定対象から除外されないとの理解でよいか。	供給力提供開始期限の遵守は、制度適用期間前のリクワイアメントの一部ですので、供給力提供開始期限が遵守できない場合は、制度適用期間前のペナルティが科されますが、本オークションの参加対象外となることはございません。 詳細については、容量確保契約約款第13~15条をご確認ください。
15	第3章 電源等情報	35	電源等情報の登録時に既に受領済みの接続検討回答書（以降、Aとする）を提出していたものの、最終的な提出期限である2024年1月15日までの間に事業者自身の責に依らない事由（他事業者や系統側の状況変化等）により別途再接続検討（以降、受領できた回答書をBとする）が必要となり、当該期日までに回答書を受領できない場合は、当初の接続検討回答書（A）の提出及び当該接続検討回答書（A）に基づく情報（設備容量や工事負担金額など）をもって応札に参加することは可能であり、約定対象からも除外されないとの理解で良いか。	個別の事例を確認し判断致します。
16	第3章 電源等情報	35	上記に関連し、2024年1月15日までに再接続検討の回答書（B）を受領出来た場合は、当初登録済みの接続検討回答書（A）の内容から、電源等情報等の内容を変更する必要があるとの認識で良いか。	
17	第3章 電源等情報	35	登録手続きや応札断面で、供給力提供開始時期と系統工事との整合性を審査するのか。	
18	第3章 電源等情報	35	上記において当該整合性を審査する場合、具体的にどのような審査が行われるのか明示願いたい。例えば、アクセス設備の運用開始時期や系統工事工期を個別に確認し、当該電源に求められる供給力提供開始期限に間に合わない場合は、電源等情報登録が認められない、もしくは応札時に約定対象から除外されるといった措置がなされるのか。	供給力提供開始時期については、制度適用期間前のリクワイアメントとして確認します。
19	第3章 電源等情報	35	・発電調整供給契約に基づく受電地点明細表の提出は全電源が対象であり、採番後速やかに提出が必要との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務マニュアルにその旨明記致します。
20	第3章 電源等情報	35	上記の場合、市場退出時の経済的ペナルティの不可抗力事由への該当判断の基準となる「応札時点における接続検討回答書の系統接続費の最新の見積額」は、応札時点までに提出ができた当初の接続検討回答書（A）が該当するとの理解でよいか。もしくは、最終的に受領する再接続検討回答書（B）が該当するのか確認したい。	「応札時点における接続検討回答書の系統接続費の最新の見積額」は応札価格を算定する際に使用した接続検討回答書が該当します。
21	第3章 電源等情報	35	表3-3 電源等情報（安定電源）におけるアップロード資料の⑩「応札事業者と発電設備の所有者の関係を称する事業実施体制図」について、応札予定の電源は新設電源を予定しており、本制度での落札以降に建設工事を開始するため、電源等情報登録時点では「発電設備の所有者」は存在しえない。このため、「発電設備の所有者」とは供給力提供開始期日以降の発電設備所有予定者を記載すれば良いか。	電源等情報登録の時点で計画している発電設備所有予定者を記載ください。
22	第3章 電源等情報	35	表3-3の電源等情報（安定電源）におけるアップロード資料について、⑥接続検討回答書の提出対象が「全電源」となっているが、接続検討が不要と判断される電源については提出不要という理解でよいか。	接続検討が不要と判断された電源については、接続検討の要否確認結果が分かる証憑を提出ください。その旨マニュアルにも反映します。
23	第3章 電源等情報	35 45	電源等情報に係る登録様式および証憑のアップロードにおける「常時系統エリアを確認できる書類」に関して、具体的に提出する書類の例をご教示いただきたい。	「常時系統エリアを確認できる書類」について、例えばエリアの接続検討回答書や発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表等で確認させていただきます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
24	第3章 電源等情報	37	・電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合について、9/11に開催された「第50回容量市場のあり方に関する検討会」では、「合理的な理由があれば1月15日まで提出を延期可能」との説明が事務局よりあったが、本マニュアルでは特に「合理的な理由」の記載を求めているように読める。「合理的な理由」の記載は特段不要の理解でよいか？	電源等情報登録時に合理的な理由の記載は不要ですが、必要に応じて当機関から問合せします。
25	第3章 電源等情報	46	表3-6のNo⑬の「提出対象」の項に、「電源の建設においてプロジェクトファイナンスを利用する電源のみ提出（事業計画書に該当有無記載）」との記載について、プロジェクトファイナンスを利用する場合でも、資本金部分は事業者が調達することとなるが、資本金部分を調達することについて、「プロジェクトファイナンス以外の場合」と同様の「事業者名義の誓約書」は不要という理解で良いか。	ご理解の通りです。
26	第3章 電源等情報	54	不合格通知受領後、登録再申込みにあたっては事務手続きに相応の時間が必要なため、容量市場問合せ窓口と協議の上、一定期間確保ができるようお願いしたい。	再申込の審査についても審査期間内で完了することを基本とします。審査結果通知は申し込みがあったものから順次行いますので、余裕を持って申込をお願いいたします。
27	第4章 期待容量	70	混合揚水において、水力（揚水式）のリプレースとして応札する場合の期待容量は、安定電源（揚水、蓄電池）の期待容量の算定方法に基づき調整係数を考慮して算定することになるのか。あるいは、実際の運用状況に応じて、貯水池式等の方法に準じて算定することも認められるのか。	混合揚水を水力電源（揚水式）として応札する場合は、期待容量は安定電源（揚水、蓄電池）を用いて算定して頂きます。また、混合揚水を水力電源（貯水池又は調整池）として応札する場合は、期待容量は安定電源（揚水、蓄電池以外）を用いて算定して頂きます。 なお、応札時に選択した電源種の電源等要件を満たす必要があります。
28	第4章 期待容量	70	安定電源（揚水、蓄電池）の期待容量の登録申し込みに際して、容量市場ホームページから「期待容量等算定諸元一覧_様式 11 安定電源(揚水のみ)」をダウンロードするとあるが、ファイル名が「揚水のみ」となっており、蓄電池も対象であることが一見ではわかりにくいことと、参照先がそもそも違うと思路するため、掲載先を適切に修正いただきたい。 ●応札年度2023年度向け 参加登録時の提出資料（当機関指定様式） https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2023_long.html	ご指摘を踏まえ、業務マニュアルの記載を「期待容量等算定諸元一覧_様式 11 安定電源(蓄電池・揚水)」に修正します。 掲載先についても修正いたします。
29	第4章 期待容量	81	登録期間終了後における期待容量の変更は原則認められないとされているが、やむを得ない事情として、設計進捗に伴う期待容量の変更は認められるか。認められる場合、応札受付までに変更を行うことでよいか。	変更可否については個別に判断しますので、やむを得ない事情により変更が必要になった場合には速やかに本機関にご連絡ください。
30	第5章 応札	89	応札容量を検討するに当たり、約款意見募集No.113の回答において「SOCが10%の場合にそれ以上の放電を回避する必要がある（余力計画に余力として計上しない）のであれば、SOCが10%以下にならずとも、運転継続時間（3時間以上）を満たすような蓄電池で参加していた必要があります。」とあるが、SOCに下限を設けて運用する場合は、当該容量は応札容量算出時に除外する必要があるとの回答趣旨か。例えば、送電端容量が20MWの設備をSOC下限値10%（2MW）として運用する場合は、応札容量算出時の期待容量等算定諸元一覧内の「各月の管理容量」を18MW（=20MW-2MW）とする必要があるという理解でよいか。	蓄電池の運転継続時間は、アセスメント対象（各月の運転可能時間）となりますので、SOC（State Of Charge）下限（kwh）を運用上設定している場合は、応札容量算定時にリクワイアメント・アセスメントを考慮した値を登録ください。 また、蓄電池出力（kW）に運用上制約をかける場合も、応札容量算定時にその制約を考慮して、アセスメント対象容量（各月の管理容量）を算定してください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
31	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、応札価格に織り込めるコストについて確認したい。募集要綱意見募集No.185等の質問及び回答を鑑みると、蓄電池の劣化を考慮し、落札した容量を20年間維持するため、制度適用中に蓄電池を追加もしくは交換する行為に係る費用は、如何なる場合も固定費に該当し、可変費には該当し得ないとの理解でよいか。</p>	<p>応札価格等の監視に関するお問い合わせについては、下記までお願いします。 <電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口> ・応札価格の監視に関するお問い合わせ bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp ・他市場収益の監視に関するお問い合わせ bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
32	第5章 応札	97 98	<p>容量確保契約の申込みを行ったものとみなされる「応札情報の登録完了」の定義について確認したい。 ※具体的には、容量確保契約の申込みを行ったものとみなされる「応札情報の登録完了」とは、 応札情報が登録されたメールアドレスへの電子メールによる通知をもって、完了か。 それとも、応札情報一覧の応札済と表記されることをもって「完了」か、など。 確認主旨としては、第三者へ起点を証明する場合に備え、容量確保契約を締結することの義務が発生する起点を正確に把握したいため。</p>	<p>「応札情報の登録完了」の定義について、容量市場システム上で応札情報の登録が完了した時点（画面での実行ボタンを押下したタイミング）となります。 なお、容量確保契約の効力発生日は約定結果公表日となります。</p>
33	第5章 応札	100	<p>期待容量の登録時の期待容量を下回る限りにおいて、期待容量の登録時の期待容量と応札容量が異なることについての説明は、期待容量登録時及び応札時の双方での「期待容量算定諸元一覧」の提出で事足り、その他特段の説明は不要で宜しいか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
34	第5章 応札	104	<p>「監視等委への応札の取下げの申出は、監視等委のメールアドレスへ応札の取下げ依頼をしてください。」とありますが、事業者は、広域機関と監視等委の双方へ取下げを連絡するのでしょうか。その場合、記載と図5-2の業務フローに齟齬があるように思います。</p>	<p>応札の取り下げの申出は、電力・ガス取引監視等委員会および当機関へ連絡する必要があります。図5-2の業務フローを修正いたします。</p>
35	第6章 容量確保契約	112	<p>アセスメント対象容量の変更があった場合、約定時の容量確保契約金額に変更はあるか。変更がある場合、その計算方法を「容量確保契約約款」等に記載いただけないか。</p>	<p>応札時に登録したアセスメント対象容量は制度適用期間にわたって維持することを基本とします。やむを得ない理由によりアセスメント対象容量が変更となり、契約容量が減少となる場合は、容量確保契約約款第11条の市場退出に該当します。また、契約容量が増加となる契約変更は行えません。</p>
36	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	141	<p>電源等情報登録様式内の制度適用開始年度を検討するにあたり、約款意見募集No.163の回答において、「個別に確認した結果、発電設備側は供給力提供開始期限より前に完成している一方で、系統側の工事都合により供給力提供開始期限内に運転開始ができないような場合には、事業者に帰責性がない不可抗力に該当するものと考えられます。」とあるが、発電設備の設置前等に系統工事が当初予定より遅延することが判明した場合は、発電設備の設置工事も遅延後の系統工事に合わせて後ろ倒しすることが事業者にとって経済合理性がある場合も想定され得る。そのような場合においても、不可抗力に該当するためには、発電設備側は必ず供給力提供開始期限より前に完成している必要があるのか。もしくは、発電設備側が供給力提供開始期限より前に完成するのであれば、発電設備側の設置時期は当初予定より後ろ倒ししていても不可抗力に該当するとの理解で良いか。</p>	<p>当該事象が発生した時点で速やかに当機関までご連絡ください。</p>
37	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	141	<p>上記に関連し、系統側の工事都合により供給力提供開始時期が遅れる場合についても、当該事由は不可抗力として、「供給力提供開始時期の遵守」のペナルティも発生しないとの理解でよいか。</p>	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
38	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	143	電源等情報登録時に接続検討回答書を受領できていない場合、「接続検討回答日」及び「工事負担金額」は「未定」との記載で良いか。その場合は、当該情報は接続検討回答書の最終提出期限に合わせて2024年1月15日までに登録を完了すればよいか。	電源等情報登録時に、接続検討回答書を受領できていない場合においては、その時点で想定し得る確度の高い情報の登録をお願いします。 接続検討回答書の最終提出期限に合わせて2024年1月15日までに電源等情報の変更を行ってください。
39	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	143	電源等情報登録時に接続検討回答書を受領できていない場合、「制度適用開始年度」や「供給力提供開始時期」等は、接続検討の申込時に記載したアクセス設備の運用開始希望日を基準とした情報を記載すればよいか。	なお、事業計画書にかかる項目については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認しますので、審査期間終了後の再提出は不要です。 その旨マニュアルにも反映します。
40	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	143	電源等情報登録時に接続検討回答書を受領できていない場合、「同時最大受電電力」や「設備容量（送電端）」等の数値は、接続検討の申込時に記載した最大受電電力以下の数値を記載すればよいか。	
41	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	143	上記において、接続検討の回答結果により発電設備容量やアクセス設備の運用開始時期が接続検討申込時から変更となった場合（容量の減少や時期の遅延など）、以下のような関連する登録情報は2024年1月15日までであれば変更可能との理解でよいか。 ・設備容量：同時最大受電電力、設備容量（発電端・送電端）、本オークションに参加可能な設備容量、期待容量など ・運用開始時期：制度適用開始年度、供給力提供開始時期など	
42	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	143	約定後に組成予定のSPCが所有する電源を、当該SPCにおける代表企業が応札する場合においても、「応札事業者と発電設備の所有者が異なる場合」に該当し「応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図」を事業計画書の添付資料として提出する必要があるのか確認したい。	ご理解の通りです。事業計画書提出時点での情報を登録し事業実施体制図を提出ください。
43	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	148	同時落札条件などの理由がある場合、期待容量等算定諸元一覧にてエラーが発生しているまま提出してよいでしょうか	同時落札条件がある場合は、期待容量等算定諸元一覧でエラーが発生したまま提出頂いて問題ございません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
44	第3章 電源等情報	56	電源等情報の登録受付期間終了後の電源等情報の変更は、やむを得ない事情を除いて、原則認められないとあるが、「応札価格の監視に必要な応札フォーマット」をみて、変更が必要になる可能性もある。監視等委から提供される、「応札価格の監視に必要な応札フォーマット」を電源等情報登録の前に公開いただけないでしょうか。	当委員会が配布予定の応札フォーマット（案）については、当委員会ホームページに掲載し、意見募集を実施しております。お寄せいただいた御意見等を踏まえ、必要に応じて応札フォーマットを修正の上、改めて当委員会ホームページに掲載します（11月中目途）。 <参考> 当委員会ホームページ https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/index.html (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
45	5.3 電源毎の応札	98	応札フォーマットは入札プロセスの開始に先立って可能限り速やかにご開示ください。詳細のご開示が難しい場合は、監視に必要な「項目」だけでも開示いただけますと幸いです。応札後の価格修正や混乱を避けるために、監視に必要な項目を踏まえて、入札準備をしたいと考えております。また、場合によっては、外部関係者を巻き込んだ調整や和訳が必要となる可能性もあると考えており、ご指定の期日に間に合えないことは避けたいと考えている次第です	
46	第5章 応札	98	応札フォーマットは落札候補電源のみを予定とのことだが、内容についてはあらかじめ公表しないのか？また、応札フォーマットの記載内容により落札候補電源が候補から脱落することにより予定容量を確保できないことはないのか？	当委員会が配布予定の応札フォーマット（案）については、当委員会ホームページに掲載し、意見募集を実施しております。お寄せいただいた御意見等を踏まえ、必要に応じて応札フォーマットを修正の上、改めて当委員会ホームページに掲載します（11月中目途）。 <参考> 当委員会ホームページ https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/index.html また、監視後の応札の取下げによって募集量に満たない事態となった場合には、新たに落札候補となる案件について監視を行います。そのような事態に備え、あらかじめ若干監視対象の案件を追加することがあります。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
47	第5章 応札	98	応札情報の登録完了後、「応札価格の監視に必要な応札フォーマット」を提出すると記載されているが、その提出期限をお示し下さい	応札の受付期間終了後、当委員会より連絡を受けた落札候補電源の対象となった事業者は、記入した応札フォーマットを、速やかに当委員会に提出してください。なお、提出期限は、当委員会の提出依頼から数日以内を想定しております。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
48	1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等	9	<p>「(送電端設備容量で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること)であるもの」との記載があります。「1日1回以上」運転継続が可能であることを、どのようなタイミングでどのような方法で評価されますでしょうか？また、「1日1回以上」運転継続が可能ではない場合として、どのような事象を想定されてますでしょうか？</p>	<p>リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。</p> <p>リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。</p> <p>また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。</p>
49	第1章 はじめに	9	<p>蓄電池の電源等要件に関連し、募集要綱意見募集No.49の回答において、「例えば、発電余力の卸電力取引所等への入札のリクワイアメントについて、発電可能時間3時間の蓄電池であれば、1日に3時間のコマの売り入札を行っていない場合には、経済的ペナルティが発生します。」とあるが、「1日に3時間のコマの売り入札」とは「1コマあたりの余力全量×連続した3時間のコマ」での売り入札のみを指すのか。もしくは、以下のような場合もリク・アセを満たしペナルティは発生しないとの理解でよいか。</p> <p>①売り入札コマは連続していないものの、1日の内の合計売り入札コマ数が3時間分となった場合</p> <p>②1コマの入札容量が1コマあたりの余力全量ではなくとも、1日の内の合計入札容量が1コマあたりの余力全量×3時間分となった場合(例えば、1コマあたりの余力全量が10MW×3時間コマの設備に対し、1日の内に5MW×6時間コマの売り入札を行った場合)</p>	
50	第1章 はじめに	9	<p>上記のリクワイアメントのアセスメント対象は、低予備率アセスメント対象コマのみとの理解で良いか。</p>	
51	第1章 はじめに	9	<p>上記のリクワイアメントは、経済合理性が認められない場合(例えば、充電時の売電単価より、約定単価が安価になると想定される場合など)も、1日に3時間のコマの売り入札が必ず必要となるとの理解でよいか。その場合、経済合理性に基づき、想定される市場落札単価よりも低い単価で入札してもアセスメントを達成しペナルティは発生しないとの理解でよいか。当該行為がアセスメント未達(ペナルティ発生)と見なされる場合があるのであれば、当該判断基準を明示願いたい(例えば、入札単価が市場落札単価よりも〇%下回っていたなど)</p>	
52	第1章 はじめに	9	<p>上記のアセスメントでは、日次の入札量及び約定結果の双方のデータをOCCTOに提出し、当該データを基に経済的ペナルティが算出されるとの理解でよいか。</p>	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
53	第1章 はじめに	9	蓄電池の電源等要件に関連し、募集要綱意見募集No.49の回答において、「例えば、発電余力の卸電力取引所等への入札のリクワイアメントについて、発電可能時間3時間の蓄電池であれば、1日に3時間のコマの売り入札を行っていない場合には、経済的ペナルティが発生します。」とあるが、当該ペナルティは「発電余力の卸電力取引所等への入札」のリク・アセ・ペナルティに該当するとの理解でよいか。もしくは、その他のリク・アセ・ペナルティにも該当するのであれば明示願いたい。	リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。 リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。 また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。
54	第3章 電源等情報	34	上記に関連し、約定結果が4月公表となった場合の供給力提供開始期限想定（当該期限が4年の電源であれば、2028年度内での供給力提供開始）で入札し約定した電源について、結果的に3月公表となり、それにより供給力提供開始期限を超過してしまう場合（供給力提供開始期限は2027年度内となるものの、登録済みの供給力提供開始時期は2028年度内のままだら変更しない）において、以下の3点について認識の相違等について確認したい。 ①本事象は、当該電源の約定の取り消しや強制的に市場退出（全量及び一部）させられることは無いとの理解で良いか。 ②本事象が経済的ペナルティ対象となる場合、応札前に登録済みの供給力提供開始時期に変更はないため「供給力提供開始時期の遵守」のペナルティには該当せず、「供給力提供開始期限の遵守」のペナルティのみが生じるとの理解で良いか。 ③本事象は市場退出や供給力提供開始時期の遵守、供給力提供開始期限の遵守における経済的ペナルティに対する不可抗力事由には該当しないのか。	
55	第3章 電源等情報	35	ペナルティの観点から、電源登録以降から供給力提供開始までの期間中に、事業者自身の責に依らない事由（他事業者や系統側の状況変化等）により別途再接続検討が必要となり、応札時点の登録情報に比べて供給力提供開始時期が遅延し、供給力提供開始期限の超過が発生した場合は、「供給力提供開始時期の遵守」及び「供給力提供開始期限の遵守」の経済的ペナルティに対する不可抗力事由に該当するでしょうか。	
56	第3章 電源等情報	35	ペナルティの観点から、電源登録以降から供給力提供開始までの期間中に、事業者自身の責に依らない事由（他事業者や系統側の状況変化等）により別途再接続検討が必要となり、応札時点の登録情報に比べて契約容量が減少する場合は、全量市場退出では無く、一部市場退出（当初契約容量から減少する分）として認められるのでしょうか。またその場合、先述の事由は、市場退出の経済的ペナルティに対する不可抗力事由に該当するでしょうか。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
57	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「供給力提供開始時期の遵守」に関し、約款案「※1：変更前の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降」部分の「変更前の供給力提供開始時期を含む」が削除された趣旨は、当該時期を含まないのが正であったとの理解でよいか。（案の記載では、供給力提供開始時期変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼしたと判断される対象期間の起点が、本来より1年前倒しになっており、それを是正したとの理解でよいか）</p>	<p>リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。</p> <p>リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。</p> <p>また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。</p>
58	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「容量停止計画の調整」のリク・アセ・ペナルティについて、「容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナルティを科す場合があります」とあるが、「容量停止計画の調整以降」とはいつまでが対象となるのか明示願いたい。例えば、当該リク・アセ・ペナルティは「対象実需給年度前」と分類されていることから、「対象実需給年度」の前年度末日までの容量停止計画の追加変更行為が対象となるのか、もしくは日次の実需給断面での計画外停止までも対象となるのか。</p>	
59	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。容量停止計画は作業停止等が該当するとのことだが、容量停止計画の申請に当たり、当該申請理由の真偽を確認するような書類の提出や審査等が行われるのか。</p>	
60	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。約款第19条①(2)「対象実需給年度において、容量停止計画（※1：出力抑制に伴う停止計画は除く）が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること」とあるが、「出力抑制は「供給力の維持」のリク・アセ・ペナルティの対象外」であることを意味するのか、もしくは「出力抑制は「供給力の維持」のリク・アセ・ペナルティの対象」であることを意味するのか、どちらか確認したい。</p>	
61	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。蓄電池に関して、市場応札して約定しなかった部分は、時間前市場にも入札する必要があるのか。</p>	
62	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。蓄電池は、メインオークションの揚水と同様、低予備率アセスメント対象コマが有る場合は当該コマを優先して入札することになるとの理解でよいか。</p>	
63	第5章 応札	97	<p>上記の場合、当該コマが連続していない場合は、連続コマで入札するのではなく、あくまで低予備率アセスメント対象コマの内、広域予備率の数値が低い順番に入札する必要があるとの理解でよいか。</p>	
64	第5章 応札	97	<p>上記の場合、蓄電池に関しては充電完了以降のコマの内でも広域予備率が低いコマから余力を入札すればアセスメント達成（ペナルティは発生しない）との理解でよいか。もしくは、当日1日の内で最も広域予備率が低いコマに放電が間に合うように充電を完了させておく必要があるのか。（当該行為を行わない場合、ペナルティが発生するのか）</p>	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
65	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。メインオークションにおいては市場応札のアセスメントの一環として「前日以降、広域予備率が低下したと判定された期間においては、電源等情報の一部として登録した『電源の起動時間』に応じた起動パターンで起動」することが求められるとの認識だが、長期脱炭素電源オークション制度下での蓄電池における「発電余力の卸電力取引所等」のリク・アセにおいても、同様の行為（充電行為など）が求められるのか確認したい。	リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。 リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。 また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。
66	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。蓄電池の余力活用契約において供出が求められるのは、放電行為のみで、充電行為は求められないとの理解で良いか。詳細条件は属地一般送配電事業者との協議と認識しているが、当該要件のような大枠の方向性については統一的な見解を提示願いたい。	
67	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。約款意見募集No.102の回答において、「「サイクルできない日」は、作業の場合を除き、容量停止計画の提出対象とはなりません。」とあるが、同質問にあるように、メーカー指定のサイクル回数制限により充放電ができない場合も、当該の「サイクルできない日」に含まれるとの理解でよいか。例えばメーカー指定のサイクル回数制限が年間300サイクル（1サイクル/日）の場合、作業停止（容量停止計画提出）を年間30日とすると残りの35日分はサイクルできないことになるが、その35日分は容量停止計画を提出不要との理解でよいか。	
68	第5章 応札	97	上記に関し、容量停止計画の提出対象とならないため、「容量停止計画の調整」及び「供給力の維持」のリク・アセ・ペナルティの対象にはならない一方、「発電余力の卸電力取引所等への入札」及び「電気の供給指示への対応」のリク・アセ・ペナルティの対象にはなるとの理解でよいか。もしくは、「発電余力の卸電力取引所等への入札」及び「電気の供給指示への対応」においても、発電余力が無いと判断され、ペナルティが発生しないとの整理になるのか確認したい。	
69	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。約款第9条において、「停止（発電の停止および発電の出力抑制の総称）期間」は容量停止計画に該当すると読み取れるが、以下も容量停止計画に該当するとの理解でよいか。 ①需給起因による出力抑制 ②系統混雑起因による出力抑制 ③系統事故もしくは系統側作業起因による出力抑制	
70	第5章 応札	97	上記に関し、一方で、上記は、「容量停止計画の調整」のリク・アセ・ペナルティの対象外との理解でよいか。対象となる事由があれば事例を例示願いたい。	
71	第5章 応札	97	上記に関し、一方で、上記は、「供給力の維持」のリク・アセ・ペナルティの対象外（ペナルティ算出における停止コマにカウントされない）との理解でよいか。対象となる事由があれば事例を例示願いたい。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
72	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。約款意見募集No.100における回答等を鑑みると、出力抑制は容量停止計画の対象、ノンファームによる抑制は容量停止計画の対象外との記載だが、ノンファーム電源に関しては実質的に「需給要因による出力抑制は容量停止計画の対象」、「系統混雑起因による出力抑制は容量停止計画の対象外」との理解でよいか。</p>	<p>リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。</p> <p>リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。</p> <p>また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。</p>
73	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。約款意見募集No.122の回答において、出力抑制時に経済的ペナルティが適用されない場合とは、第29条の「1. ④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等」を指しているが、「等」とは送電線の故障以外に具体的にどのような事象が想定されるのか、代表事例をいくつか例示願いたい。</p>	
74	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。出力抑制は容量停止計画の対象になると理解しているが、以下のリク・アセ・ペナルティに関する考え方に相違はないとの理解でよいか。相違点があれば適切な考え方を提示願いたい。</p> <p>①容量停止計画の調整：リク・アセ・ペナルティの対象外（当該対象となるのは容量停止計画の内、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画であり、出力抑制は当該事由に該当しない）</p> <p>②供給力の維持：リク・アセ・ペナルティの対象外（当該対象となるのは容量停止計画の内、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画であり、出力抑制は当該事由に該当しない）</p> <p>③発電余力の卸電力取引所等への入札：リク・アセ・ペナルティの対象外（リクワイアメント対象の時間帯に非該当、もしくは発電余力が無いと判断される）</p> <p>④電気の供給指示への対応：リク・アセ・ペナルティの対象外（発電余力が無いと判断される、もしくは余力活用契約下では余力提供計画を提出しなくてよい事由と判断される）</p>	
75	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「供給力の維持」に関するリク・アセ・ペナルティについて、系統事由（系統停止や需給バランス、系統混雑起因など）による充電抑制が発生し、3時間/日のコマの放電量の確保ができなかった場合、容量停止コマ（停止コマ相当）として扱われるのか。</p>	
76	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「供給力の維持」に関するリク・アセ・ペナルティについて、系統事由（系統停止や需給バランス、系統混雑起因など）による充電抑制が発生しなければ当該アセスメントが達成できた（ペナルティが発生しない）と想定された場合に、当該充電抑制が発生し3時間/日のコマの放電量の確保ができなかった場合、不可抗力としてペナルティは発生しないとの理解でよいか。</p>	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
77	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「発電余力の卸電力取引所等への入札」に関して、リクアセの対象となるコマ前に、系統事由（系統停止や需給バランス・系統混雑起因など）により充電ができず、低予備率アセスメント対象コマにて放電ができない状態（充電できていない、もしくは充電途中など）は、余力が無い状態等としてペナルティ対象外となるか。	リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。 リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。 また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。
78	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「発電余力の卸電力取引所等への入札」に関するリク・アセ・ペナルティについて、系統事由（系統停止や需給バランス、系統混雑起因など）による充電抑制が発生しなければ当該アセスメントが達成できた（ペナルティが発生しない）と想定された場合に、当該充電抑制が発生し3時間/日のコマの売り入札ができなかった場合は、不可抗力としてペナルティは発生しないとの理解でよいか。	
79	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。「電気の供給指示への対応」に関して、リクアセの対象となるコマ前に、系統事由（系統停止や需給バランス・系統混雑起因など）により充電ができず、アセスメント対象コマにて放電ができない状態（充電できていない、もしくは充電途中など）は、余力が無い状態等としてペナルティ対象外となるか。	
80	第5章 応札	97	上記に関し、余力活用契約下においては、余力提供計画にて余力登録しない理由として認められるとの理解でよいか。	
81	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、リク・アセ・ペナルティについて確認したい。ペナルティの月間、年間上限は以下の3つのペナルティの合算値での上限額との理解でよいか。 ・供給力の維持 ・発電余力の卸電力取引所等への入札 ・電気の供給指示への対応	
82	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、ペナルティについて確認したい。約款意見募集No.178の意見及び回答に関し、系統接続費が応札価格に含めた見積額を上回った場合で全量市場退出しない場合においては容量確保金額の修正は行わないとの回答趣旨であり、当該事由は全量市場退出及び当該経済的ペナルティに対する不可抗力事由には該当するとの理解のままでよいか。	
83	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、ペナルティについて確認したい。募集要綱意見募集No.92の回答において、「中給システム統一化後の接続費用」が「事後的に費用が増加した場合には、その費用は事業者の負担となります。」とあるが、一送事由により費用が変動するという観点では系統接続費と同様に応札価格に織り込んだ費用よりも上回った場合は不可抗力としてペナルティ無しで市場退出が可能としていただきたい。	
84	第5章 応札	97	上記に関連し、専用線工事費用についても同様の扱いをお願いしたい。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
85	第5章 応札	97	応札準備等に当たり、応札価格に織り込めるコストについて確認したい。募集要綱意見募集No.220の回答において、「WACCは、事業者の事業報酬の算定だけでなく、電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の際にも用いられます。なお、算定された事業報酬は他市場収益の選付の際の算定に用いられます。」とあるが、応札時に織り込んだWACC数値が、そのまま他市場収益の選付の際の算定諸元として使用されるとの理解でよいか。	<p>リクワイアメントやアセスメント等については、本業務マニュアルの対象外となります。</p> <p>リクワイアメントやアセスメントについては、今後公表予定のリクワイアメント・アセスメントに関する業務マニュアルや実務説明会資料および、すでに公表しております長期脱炭素電源オークション募集要綱・長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款、長期脱炭素電源オークション 制度概要説明会資料・制度詳細説明会資料をご確認下さい。</p> <p>また、容量市場メインオークションと同様の一部のリクワイアメントについては、今後公表予定の容量市場メインオークションの「業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編」もご参考にして下さい。</p>
86	第5章 応札	97	上記に関し、具体的には制度詳細説明会資料P.79記載の「イ. 事業報酬」の試算に用いられるとの理解でよいか。具体的な算出式を提示願いたい。	
87	第6章 容量確保契約	110	容量確保契約容量に関連し、募集要綱意見募集No.51における意見及び回答を鑑みると、蓄電池に関して、毎年度の性能劣化量に応じて、毎年一部市場退出（当該性能劣化量により当初契約容量を満足できない容量分のみを市場退出）することは認められるとの理解でよいか。	
88	第6章 容量確保契約	110	容量確保契約容量に関連し、募集要綱意見募集No.137の回答において、蓄電池に関して、性能劣化により当初の設備容量を維持できない場合は、第11条1. ①に該当し事業者の希望により全量または一部退出になるのであって、同上1. ⑧の全量退出事由には該当しないとの理解でよいか。	
89	第6章 容量確保契約	110	上記に関し、事業者は性能劣化により当初の契約容量を満たせなくなった分のみの一部退出を希望した場合に、契約容量の変更度合いにより全量市場退出に該当すると判断されることはあるのか。その場合、例えば契約容量から〇%を超えて減少した場合は、減少分相当の一部市場では無く全量市場退出とするといった基準値を明示願いたい。	
90	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	141	電源等情報登録様式内の制度適用開始年度を検討するにあたり、余力活用に関する契約について確認したい。登録時に登録する約款第11条1. ④に関し、余力活用に関する契約の締結期限を「本機関または属地一般送配電事業者が指定」とあるが、OCCTOが一律に期限を定めるのみではなく、属地一般送配電事業者により案件毎に応じた締結期限が指定され得るということか。	
91	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	141	電源等情報登録様式内の制度適用開始年度を検討するにあたり、余力活用に関する契約について確認したい。余力活用に関する契約の締結期限は原則、メインオークションと同様に、制度適用開始年度の前年度の12月末日との認識で良いか。	
92	Appendix.4 証憑等提出書類の様式一覧	141	上記に関して、仮に当該期日までに余力活用契約の締結が出来ない場合、即座に市場退出（対象実需給年度前のペナルティ含む）扱いとなるのか。一定の提出猶予期間の付与や、そもその提出期限の後ろ倒しも可能と思料するがいかがか。（本制度の適用は実需給年度の4月1日からのため、前年度の3月末日までに余力活用契約が締結できていれば電源運用上の支障は無いと思料するがいかがか。）	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
93	第5章 応札	97	<p>応札準備等に当たり、上限価格の考え方について確認したい。蓄電池の上限価格算出の基準となった約3万円/kW/年は、令和4年度の予算事業にて採択された1万kW以上の蓄電池の新設案件の申請情報を基に試算しているため、長期脱炭素電源オークションにおける電源等要件である「1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を」制度適用期間中に渡って満足するための蓄電池容量の積み増しや補充交換といった追加コストを反映していない（当該予算事業で採択された案件の平均運転継続時間は3.0時間との説明がなされているが、当該設備性能はあくまで設備設置時の数値であり、運用期間に渡って当該性能を維持することを事業上の前提とされていないと推察）と理解しているが、いかがか。その場合、他電源の上限価格設定の考え方と平仄を取り、電源等要件を満たすための追加コスト（蓄電池の容量ベースでも応札容量の1.5倍前後の容量が必要と史料）を考慮した価格を上限価格算出の基準とし、当該価格の1.5倍の価格を上限価格として設定し直すのが妥当と史料するが、いかがか。</p>	<p>上限価格については、本業務マニュアルの対象外となります。</p> <p>なお、蓄電池の上限価格は、資源エネルギー庁の第81回制度検討作業部会（2023年6月21日）で示されておりますので、御参照ください。</p> <p>（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）</p>